

【諮問（個人）第 182 号】

3 1 川 情 個 第 3 号
平成 3 1 年 4 月 1 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 浦 大 介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日付け 3 0 川総人第 9 6 1 号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 0 8

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、「請求人の生活保護ケースワーク記録（平成〇〇年〇月～現在）」（以下「本件対象公文書」という。）について、平成30年6月26日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。平成30年条例第75号による改正前のもの。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、平成30年7月5日付けで、本件対象公文書のうち、次の部分を不開示とする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 「H〇〇. 〇. 〇〇」として記載されている部分の1行目から12行目まで（条例第17条第3号該当。本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により、本人以外の特定の個人が識別できる情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれ）（以下「不開示情報A」という。）
 - イ 「H〇〇. 〇. 〇〇」として記載されている部分の8行目から13行目まで（条例第17条第6号該当。当該情報が開示されることにより、関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、今後の関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれ）（以下「不開示情報B」という。）
- (3) 審査請求人は、平成30年8月27日付け審査請求書及び平成30年9月20日付け補正書で、不開示情報A及びBに係る処分を取り消し、公文書等複写代金を審査請求人に対して新たに求めないものとした上で、写しを送付するとこの裁決を求めるとして、審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第182号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年8月27日付け審査請求書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第17条第3号で不開示とした本人以外の個人に関する情報（不開示情報A）については、審査請求人の親族に関するものと想定できることから、同意の上の開示を行うべきである。
- (2) 条例第17条第6号で不開示とした事務事業に係る部分（不開示情報B）については、病院に直接事実確認をすれば不開示情報の概要が把握できるため、通知書に記載の理由は不開示理由と認められない。
- (3) 実施機関に対して、不開示理由の具体的な説明や上記の見解に対する説明を

求めたが、何を問い合わせても通知書に記載されている理由を一字一句違わず読み上げるという意味不明の行動をしたことは、民法第1条第2項の信義誠実の原則に違反している。

- (4) 本件と類似するケースとして、東京地方裁判所平成18年(行ウ)第623号において、不開示処分を取り消すとの判決が下っており、当該判例に反している実施機関の判断は誤りである。
- (5) 事務所管課が保有する個人情報の開示を制度所管課ではなく自らの独断で判断するという組織構造は、著しく公平性と透明性を欠いており、不開示理由は到底認められるものではない。
- (6) 本件処分の理由を〇〇福祉事務所保護課に問い合わせたところ、処分は行政情報課が決定しているという趣旨の回答を3週間も要して返答し、審査請求人自らが行政情報課に確認して再度問い合わせた初めて、〇〇福祉事務所保護課が処分を決定したと回答した。このように回答を引き伸ばし、刑法第233条にも違反する組織が決定した本件処分の理由は信用に欠くものであり、〇〇福祉事務所保護課が不利な情報を隠蔽していると判断するのが妥当である。
- (7) 条例第21条に定める保有個人情報の訂正請求の権利についても、本件処分はこれを侵害している。

4 実施機関の主張要旨

平成30年10月25日付け弁明書及び平成31年2月19日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 不開示情報A(条例第17条第3号該当)

不開示情報Aには、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、かつ、開示請求者以外の第三者の発言内容が含まれており、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(2) 不開示情報B(条例第17条第6号該当)

不開示情報Bには、地区担当員が審査請求人の通院先である病院に連絡した際の情報が記載されている。生活保護業務を適正に遂行するためには、関係機関との密な連絡や情報の把握、共有、連携が不可欠である。関係機関から提供された情報の秘密保持がなされなければ、関係機関との信頼関係が破綻するなどの事態が生じ、またそのことを恐れ、情報の共有や記録をすることにつき深刻な萎縮効果がもたらされる。また、審査請求人と関係機関との間でトラブルにつながる可能性も考えられる。

特に本件については、審査請求人と病院との間で認識の差異が生じている状況における聴取内容であり、開示した場合にトラブルになる蓋然性が高いと考える。

- (3) 審査請求人は、本件処分が民法第1条第2項に反すると主張するが、民法は私法の一般法であり、地方公共団体である実施機関が公法である条例に基づき行った本件処分について適用されるものではない。
- (4) 審査請求人が東京地方裁判所裁判例を示していることについては、他自治体が行

った一部不開示処分の取消しが認められた判決があるからといって、その結論が他の全ての処分に当てはまるとは限らない。

- (5) 制度所管課（行政情報課）ではなく〇〇福祉事務所保護課が不開示の判断を行ったことについては、個人情報保護ハンドブック（平成28年度改訂版）の条例第27条【運用】1（2）において、「請求に対する諾否決定に係る事務は、当該個人情報情報を保有し、又は取得した所管課において行うものとする。」とされており、また原則として所管課長が諾否の決定にあたっての判断権者となるとされていることから、条例の運用に従った適切な対応である。
- (6) 刑法第233条違反との主張については、当初誤った理解に基づく回答をしたものの、その後訂正して回答していることから、信用を毀損しておらず、業務の妨害もしていないため、刑法第233条違反には当たらない。
- (7) 条例第21条違反との主張については、本件処分は条例に基づき適切な処分をしており、また仮に第三者や関係機関からの情報が誤った理解に基づくものであったとしても、そのような情報が〇〇福祉事務所保護課に対して提供されたことは事実であり、そのことについては審査請求人が訂正すべき内容ではなく、訂正請求をできなくても、条例第21条に基づく請求人の権利等を侵害するものではない。

5 審査会の判断

(1) 審査請求の対象

審査請求人は、不開示情報A及びBに係る処分を取り消し、公文書等複写代金を審査請求人に対して新たに求めないものとした上で、写しを送付するとの裁決を求めている。

このうち、公文書等複写代金については、不開示情報A及びBに係る処分の取消しが認められれば、審査請求人が当初求めていた、開示請求に係る保有個人情報情報の写しの交付（郵便又は信書便による送付）がなされていない状態になり、その結果、審査請求人が既に納めている写しの交付等に要する費用は、新たな写しの交付等に要する費用に充当されることになる。そのため、仮に、不開示情報A及びBに係る処分の取消しが認められた場合であっても、審査請求人に対して新たに公文書等複写代金の支払いが求められることはない。その意味では、公文書等複写代金に係る審査請求人の主張は、当然のことを述べているものであるが、本件処分の不当・違法を主張するものではない。

そこで、以下では、不開示情報A及びBに係る処分の妥当性について検討する。

(2) 不開示情報Aの条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外特定の個人を識別することができるものを含む。）又は本人以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人以外個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とする旨定めている。

そこで、不開示情報Aに対する同条第3号の該当性について、以下検討する。

ア 本人以外の個人に関する情報該当性

まず、不開示情報Aには、本人以外の第三者の氏名や肩書き等が記載されている部分があり、これらは、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）に該当する。

また、不開示情報Aのうち、上記以外の部分には、本人以外の第三者の意見等が記載されていることから、同部分は、本人以外の個人に関する情報でもあり、かつ、仮に本人以外の特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、その内容からすれば、開示することにより、第三者に関する秘密が保てなくなり、当該第三者の思想・信条の自由、プライバシー等の正当な権利利益を害するおそれがある情報であると考えられる。

したがって、不開示情報Aは、条例第17条第3号の本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は識別できないとしても開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 条例第17条第3号アからエの該当性について

審査請求人は、不開示情報Aに係る処分を取り消すべき理由として、当該部分に記載されている内容が、審査請求人の親族に関するものであると想定できることを挙げる。その意図するところは明らかでないが、条例第17条第3号アが定める「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとの主張であると解することができないわけではない。

しかしながら、本件対象公文書の記載は日付ごとになされており、各日の記載内容は、その前後の記載と独立している。したがって、審査請求人が主張するように、不開示情報Aが審査請求人の親族に関するものであるとの想定を基礎付ける事実は存在しない。また、仮に親族に関する情報であるとの想定が根拠のあるものだとしても、それを「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」ということはできない。そのため、不開示情報Aは、条例第17条第3号アに該当しないと考えられる。

さらに、本件の場合、同条第3号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）、ウ（公務員等の職務遂行に関する情報）、エ（指定管理業務従事者等に関する情報）に該当する事情も存在しない。

ウ 「本人以外の個人」の同意の上開示を行うべきとの主張について

審査請求人は、不開示情報Aに記載されている「本人以外の個人」の同意を得た上で、開示を行うべきであると主張しているので、この点について検討する。

条例第29条第1項には、「開示請求に係る保有個人情報に……本人等以外の者（第46条を除き、以下「第三者」という。）に関する情報……が含まれ

ているときは、実施機関は、諾否の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」との規定がある。そのため、実施機関には、同条にいう第三者（審査請求人がいう親族）に意見書を提出する機会を与える権限が付与されているが、当該第三者から意見を聞かなければならないわけではない。また、条例には、同条以外に第三者の意見聴取について定める条文が置かれていないため、審査請求人の主張には根拠がないといわざるを得ない。

エ 以上から、不開示情報Aを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（３）不開示情報Bの条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号柱書きは、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

なお、実施機関は、前記4（２）のとおり、不開示理由として、開示により生活保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張していることから、条例第17条第6号柱書き該当性を主張していると考えられる。

そこで、実施機関が同条第6号該当性を主張する不開示情報について、以下同号柱書きの該当性を検討する。

ア 市の機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

不開示情報Bには、市が実施する審査請求人に係る生活保護事務に関し、実施機関の職員が、審査請求人の通院先である〇〇病院に連絡した際の情報が記載されていることから、当該部分は、市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合とは、支障が実質的なものであって、そのおそれの程度も確率的な可能性があるだけでは足りず蓋然性があることが必要である。

この点、審査請求人は、病院に直接事実確認をすれば不開示情報の概要が把握できるため、通知書に記載の理由は不開示理由と認められない旨主張する。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条によれば、同法に基づく医療扶助には、①診察、②薬剤又は治療材料、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送という6つの種類のものがある。いずれについても、病院をはじめとする関係機関の協力の下実施されるものであるため、それらの機関から情報を得ることができなければ、生活保護事務に支障を及ぼす蓋然性があるといえる。

不開示情報Bは、生活保護事務を適正に遂行するために、実施機関が〇〇病院の任意の協力を得て収集した情報である。そのため、当該情報を収集するためには、同病院との信頼関係を構築・維持することが必要である。仮に、上述

のような医療扶助に関する情報を審査請求人に開示すると、同病院との信頼関係が損なわれ、今後、審査請求人に関する率直な意見を実施機関に提供することを控えることも十分に想定されることから、生活保護事務の実施に必要な情報の収集ができなくなり、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、不開示情報Bを開示した場合、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同情報は条例第17条第6号柱書きに該当するといえる。

確かに、審査請求人は、病院に直接事実確認をすることもできるが、そこで不開示情報Bに係る情報を入手できるか否かは当該病院の判断によることになるし、仮に入手できたとしても、当該情報は病院の医学的配慮の下で提供されるものであるため、必ずしも不開示情報Bと同一の内容になるとは限らない。そのため、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 以上から、不開示情報Bを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分の違法事由として、民法第1条第2項の信義誠実の原則違反、刑法第233条違反を挙げる。しかしながら、審査請求人が主張しているのは、本件処分後になされた審査請求人からの問合せに対する実施機関の対応についてのものであるため、本件処分の違法事由とはならない。

その他の審査請求人の主張についても、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上から、本件請求に対して一部承諾処分を行った実施機関の判断は妥当である。

(6) 付言

平成31年2月19日に実施した、実施機関の口頭による処分理由説明において、実施機関は、①前記3(3)記載の、「何を問い合わせても通知書に記載されている理由を一字一句違わず読み上げる」という行動をしたこと、②同(6)記載の、審査請求人からの問合せに対し3週間の期間を要したことを認めた。①については、処分理由を詳細に話すと不開示情報を開示したことに同じになってしまうことを危惧したため、②については〇〇福祉事務所保護課が、行政情報課との事務分掌につき誤解していたためであるとのことであったが、いずれについても適切な事務処理であったとはいえない。

今後、同様の事態が生じないようにされたい。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大 関 亮 子
委員	田 所 美 佳
委員	早 川 和 宏

剛 見 人 員 委